

Abeanary 通信



～トピックス～

1. コンビニの適格請求書登録番号は店舗ごとに違う可能性大
2. 税務カレンダー（2023年2月、3月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介

経営者の名言シリーズ

十回やれば九回失敗している

柳井正（ファーストリテイリング代表取締役会長兼社長）

※経営者100の言葉より引用

コンビニの適格請求書登録番号は店舗ごとに違う可能性大

◆適格請求書保存方式開始まで1年を切った

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式が適格請求書保存方式（いわゆるインボイス方式）となります。

インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者に限られます。インボイス発行事業者となるためには、登録申請手続きを行い、登録を受ける必要があります。登録を受けた事業者には国税庁から登録番号が通知されます。仕入れる側は、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で請求書等に記載されている登録番号が正しいものであるかどうかの確認ができます。

◆フランチャイズの店舗は事業者が別の者？

コンビニエンスストアなどフランチャイズ方式で展開されている事業は、店舗の事業主はコンビニ本部の会社ではなく、加盟店オーナーの個人事業もしくは法人となります。そのため、適格請求書発行事業者の登録番号も、コンビニ本部の番号ではなく、その店舗の事業主の登録番号となります。フランチャイズ本部の直営店もありますので、その場合は本部の会社名となります。

仕入税額控除の要件となる帳簿の記載事項には、「課

税仕入れの相手方の氏名又は名称」があります。フランチャイズの場合、コンビニチェーン名だけではなく、店舗名までの記載が必要だということになります。

◆相手方登録番号の帳簿記載は不要です

仕入税額控除に際しての記帳要件は、令和5年10月1日以降も現在の区分記載請求書等保存方式と同様であり相手方登録番号の記載は不要とされています。よって、経理入力時に登録番号入力の懸念は不要です。

とはいえ、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトとの登録番号の検証機能を備えた会計ソフトを使っている場合、正しい名称で登録すると実在性の確認もできるので、自社の会計ソフト次第では、入力した方が便利な場合があるかもしれません。

出張経費の精算でコンビニ利用の実額を旅費としている場合、現在でも、食料品は軽減税率の8%、その他は10%、レジ袋も標準税率の10%と、確認と記帳に他のレシートの3倍くらい時間が掛かります。

買い物には便利なコンビニですが、消費税の面から見ると、少し面倒な存在です。

2023年2月の税務

2月10日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月28日

- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 前年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)

- 前年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)

- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付(2月中において市町村の条例で定める日)

2023年3月の税務

3月10日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月15日

- 前年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
- 前年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出(期限:5月31日)
- 個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内)
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
- 財産債務調書・国外財産調書の提出(令和4年分。令和5年分以降は6月30日)

3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告

- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

おススメ書籍のご紹介

いつもよりラクに生きられる50の習慣



ジャンル	自己啓発・マインド
著者	藤本梨恵子
出版社	かんき出版
定価	1,540円(税込)
出版日	2022年11月07日
評点	
総合	3.7
革新性	3.0
明瞭性	4.0
応用性	4.0

著者の藤本梨恵子氏は幼少時代、喧嘩の絶えない家庭で育ち、親類の家を転々として過ごした。社会人になって入社した会社では、毎月の残業が130時間以上、オフィスには常に怒鳴り声が響いており、ストレスまみれの会社員生活を送っていたそうだ。不安だらけの人生、ストレスばかりの仕事、つらい人間関係——こうした状況を好転させてくれたのが心理学だったという。

そんな著者は「人生で困難な出来事をゼロにすることはできません。でも、ネガティブに考えるか、ポジティブに考えるかという視点は選ぶことができます」と語っている。出来事は変えられないが、捉え方は変えられる。つらいことがあっても、それを前向きに捉える習慣をつければ、心の平穏を保てるかもしれない。本書では「忙しいのに自分だけ雑用を頼まれる」という出来事に対して、「仕事は平等であるべき」ではなく「仕事はできる人のところに集まる」と捉えることで、「期待されている」「実力を認められて嬉しい」と考えられるようになる——という例が挙げられている。

本書の特徴は、心理学的アプローチと偉人たちの言葉を合わせて紹介してくれる点だ。困難を乗り越えて成功した先人と著者の言葉に耳を傾ければ、新たな景色が見えてくるはずだ。

◆◆◆気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>